

公設事務所の活動と意義

当会における最初の都市型公設事務所である「東京パブリック法律事務所」が、開設されたのは2002年でした。その後も順次開設され、現在、当会には4つの都市型公設事務所が存在しています。

ところで、近時の弁護士人口の増加やその他の社会情勢の変化と相まって、都市型公設事務所を取り巻く状況は大きく変わってきています。しかし、そもそも都市型公設事務所の活動等について十分把握されていない会員の方も多いと思いますし、他方、都市型公設事務所の活動について多少なりともご存じの会員の方の場合は、その活動や意義について様々なご意見があることも承知しております。

本号では、従前とは少し異なった観点から、改めて公設事務所の活動とその意義をできるだけ正確にお伝えし、会員の皆様に情報提供しようとして企画しました。

(LIBRA 編集会議 吉川 拓威)

CONTENTS

1. 巻頭言	5頁
2. オープンオフィスに参加して	
東京パブリック法律事務所	6頁
北千住パブリック法律事務所	7頁
三田パブリック法律事務所	8頁
多摩パブリック法律事務所	9頁
3. オープンオフィスを実施して	
東京パブリック法律事務所	10頁
北千住パブリック法律事務所	11頁
三田パブリック法律事務所	12頁
多摩パブリック法律事務所	13頁
4. 活動アピール	
東京パブリック法律事務所	14頁
北千住パブリック法律事務所	16頁
三田パブリック法律事務所	18頁
多摩パブリック法律事務所	20頁
5. 公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム報告	22頁

1. 巻頭言

公設事務所の変化と現状



公設事務所運営特別委員会委員長 瀧上 玲子 (35 期)



特集

公設事務所の活動と意義

東京弁護士会が運営する公設事務所について、昨年は会長という立場で関与し、本年は委員長という立場で公設事務所の運営全般に携わっている。2006年にも副会長として公設事務所運営特別委員会の担当をしていたが、すでに12年を経て、公設事務所を取り巻く環境は大きく変化し、いくつもの深刻な課題を抱えている。

昨年以来、赤字体質の公設事務所に対して、赤字改善策を求め、それぞれの事務所において懸命な自助努力をしてもらった。また、規則を改正して、支援の範囲を拡大した。その結果、一定の事務所については、赤字から黒字の転換が見込まれている。昨年度末に発足させた公設事務所のあり方検討プロジェクトチームにおいて、詳細な財務分析を行い、支援のあり方の見直しなどを提言し、今後理事者において方針がとりまとめられる予定である。

その他、所長候補の担い手を探すことが困難であること、所長ばかりではなく一定の経験を有する中堅弁護士の確保も困難であること、さらに公設事務所の性質上、一定の期間で過疎地に赴任したり、帰任したりする状態が繰り返され、引継ぎによる売上額の減少が必ず発生するなど、様々な悩みが存在する。所長候補がない場合、複数の副所長等が経営会議を開催し、事務所の方針を決定するなど新しい手法で運営されるようになった。LIBRAでの特集は、2015年8月号以来となるが、この間の各公設事務所における変化と現状を再度会員にお知らせしたいと考え、今回特集を組むこととした。

2002年開設の東京パブリック法律事務所は市民の法的駆け込み寺として、周辺自治体や近隣士業と連携し、また外国人・国際部門（FISS）を設置して、外国人についての司法過疎の解消を担っている。2004年開設の北千住パブリック法律事務所は刑事対応を主たる目的として、東京における刑事弁護の担い手として活躍している。2008年開設の多摩パブリック法律事務所は多摩地域における行政との連携と刑事対応に力を尽くしている。2018年に渋谷パブリック法律事務所を改称し、法科大学院と連携した法曹養成を担う、三田パブリック法律事務所が新たにスタートしている。

このように公設事務所が何をしているか、理事者、委員が日頃知りうるものの、常議員会で年に1、2回報告するだけでは、一般の会員は知ることはできない。これに対して公設事務所側は様々な分野での研究発表の機会を設け、会員弁護士にその蓄積を還元したい、そしてもっと自分たちのことを知ってもらいたいと思っている。このようなミスマッチが生じていることを、委員長になって痛感した。

そこで、オープンキャンパスならぬオープンオフィスの開催を提案して、弁護士会で活動する若手会員にこれに参加してもらうという試みをはじめた。さらなる負担を公設事務所側をお願いすることになったが、こころよく引き受けていただき、感謝している。今回の特集では、参加した若手弁護士からの感想や受け入れた公設事務所側からの報告も発表しているので、次の機会に多数の会員の参加を期待するものである。

2. オープンオフィスに参加して

東京パブリック法律事務所



会員 高田 正雄 (56 期)



1 はじめに

公設事務所の経済的支援のあり方が、当会の中で大きな議論となっている。

今回、東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）の「オープンオフィス」に参加することで、東パブの活動や役割を知る機会を得たことは、とても有意義であった。

以下、東パブの活動内容の一部を紹介する。

2 地域の行政・福祉機関等との連携

まず、東パブは、地域の行政・福祉機関、他士業、他団体との連携に力を入れている。

例えば、福祉部門による出張「出前」講義の開催（豊島区、板橋区、北区、練馬区など）や行政・福祉関係者からの法人後見の受任ルートの構築、11士業の協力を得ながらの「事業とくらしの相談会」の開催等を行っている。これらの試みは、東パブが当会の設立した公設事務所であることの強みを生かしたもので、一般の法律事務所ではなかなか真似をすることが難しいところである。

また、これまでに他職経験裁判官5名、検察官2名を受け入れてきたことも、公設事務所としての重要な役割である。

3 ベースキャンプ

東パブは、過疎地ひまわり公設事務所や法テラススタッフ弁護士の養成・派遣・支援等を行っており、これまでの養成・派遣の実績は約50名、現在も4名を養成中である。また、ひまわり、法テラス弁護士の任期終了後の受入、国際機関（UNHCR、JICA等）への派遣、留学修了帰国者、任期付き公務員・任官志望者及びその任期終了後の受入等も行っており、まさに人材供給のベースキャンプの役割を果たしている。

4 外国人・国際部門、福祉部門

東パブは、多言語対応ができる事務所として在住外国人の司法アクセスに貢献している。現在、英語、フランス語、スペイン語、中国語に対応できるスタッフを備えている。

また、東パブの法人後見も、他に類を見ない試みである。東パブでは、現在、弁護士13名、社会福祉士2名の体制で法人後見を担当しており、複数人体制での専門的・効率的な事件処理が可能となっている。

5 受任事件の特徴

東パブでは、法テラス契約事件の割合が高く、また、事件処理に困難を伴う案件が多いという傾向がある。東パブのある所属弁護士の担当事件では、依頼者に病気や障害があるケースが40%以上、法テラス契約事件が70%台後半ということであった。これは、割合としてはかなり多いのではないか。他の弁護士が受任をためらうケースで、東パブがセーフティーネットの役割を果たしていると思った。

6 今後の課題

東パブには、事務所の赤字体質の課題がある。弁護士給与や事務職員の削減等の経営努力による改善もなされているが、多言語対応のためには語学ができる事務職員が一定数必要であるし、任期制によって年間10名前後の弁護士が入退所する中で安定的な経営を続けることは至難である。

公設事務所の果たしている役割の大きさを考えると、当会による支援は引き続き必要であるが、公設事務所やその支援のあり方についての検討が急務であると思った。

2. オープンオフィスに参加して

北千住パブリック法律事務所



会員 吉岡 剛 (59 期)

北千住パブリック法律事務所は、2004年、刑事事件対応型の都市型公設事務所として東京弁護士会によって設立された。現在の事務所は北千住駅から徒歩3分の場所にある。北千住駅は東京拘置所の最寄駅の小菅駅から1駅である。

私は、2018年8月20日夕刻開催されたオープンオフィスに楠本維大会員外7名とともに参加した。同事務所副所長の押田朋大会員ほかから事務所の構成、受任事件の概要、事務所や所属弁護士の活動・工夫について説明を受けた後、執務スペースを含む所内各施設を見学させていただいた。同日、たまたま所内会議室で、呼びかけに応じた法科大学院生ら約十名を集めて、事務所OBによる高齢者、障がい者の刑事弁護に関する講義が行われたので傍聴させてもらった。

訪問時の説明によれば、所属弁護士の構成は、訪問時で17名（男12女5）であり、修習期別でいうと60期代及び70期で15名を占めている。ここ数年、法テラス採用（新スキーム）の弁護士1名を受け入れ、1年間の養成期間を経て、地方法テラス事務所の人材として送り出している。

受任事件における刑事事件の割合は、件数ベースで、債務整理事件、民事事件一般と同程度の約1/4であるが、事件処理にかかる時間を基準にすると刑事事件が圧倒的に多いとのことである。刑事事件では、相当数の裁判員裁判を受任するほか、いわゆる国選滞留事件や受任困難事件についても積極的に対応している。ある若手弁護士の1日として、小岩署接見→原宿署接見→被害者代理人と面談→検察官面談→控訴審弁護技術研修→葛飾署接見といったスケジュールが紹介されていた。熱意溢れる質の高い刑事弁護人を養成すること、連日開廷が予定される裁判員裁判に備えて弁護活動に専門的集中的に取り

組むことができる人材を用意するという同事務所設立の狙い（本誌2012年2月号3頁参照）は現在も強く意識されていることが分かった。

民事事件に関しては、市民相談所としての役割を果たすため、法テラスの民事法律扶助を利用して積極的に受任している。所属弁護士のほぼ全員が足立法曹会に所属し、足立区役所で定期的に行われる無料法律相談の相談員として活動している。また、例年4月に足立区との共催による無料法律相談会、6月に荒川区との共催で無料相談会、秋には税理士や司法書士等の他士業と合同で足立区において無料法律相談会を開催している。公設事務所であることとの関係で高額報酬を期待できない事案が多いが、受任数を増やす努力をしていることが分かる。反面、所属弁護士にかかる業務負担が気になるところであった。

また、同事務所は、東京弁護士会の委員会活動にも積極的に参加している。所属弁護士のほぼ全員が委員会に所属し、それぞれ活動している。刑事弁護委員会に所属する会員が多く、東京弁護士会の法廷技術研修の講師を担うなど、積極的に刑事弁護技術の向上の一躍を担う活動を行っている。

オープンオフィスの後、所属弁護士と参加者で懇親会を開催し、冷たいビールで喉を潤しつつ、労い合った。



事務所説明の様子

2. オープンオフィスに参加して

三田パブリック法律事務所



会員 沼 宏一郎 (59 期)

1 設立目的・沿革等

三田パブリック法律事務所は、もともと、2004年に理論と実務の架橋を主要な目的として、國學院大學法科大学院内に設立された渋谷パブリック法律事務所を前身とする。その後、國學院大學等の法科大学院学生募集停止に伴い、渋谷パブリック法律事務所の本所は閉所となり、2018年4月、同事務所の三田支所を新たに弁護士法人三田パブリック法律事務所と名称変更して再出発することとなった。

2 オープンオフィスでの説明

私は、2018年9月27日、都営地下鉄三田線三田駅徒歩1分にある三田パブリック法律事務所のオープンオフィスに、楠本維大会員外2名とともに参加し、所長三澤英嗣会員以下3名の所員全員から事務所設立の目的、沿革、経営・財務状況、主な活動内容等について説明を受けた。

三澤所長の説明のうち、経営・財務状況については、当会の財務状況との兼ね合いから予め関心を持っていたところであったが、説明によると、三田パブリック法律事務所は、経費分担制の事務所で、渋谷パブリック法律事務所本所を閉所した2018年度こそ赤字が見込まれるものの、その後は単年度黒字が可能な状態とのことであった。

3 主な活動内容

三田パブリック法律事務所は、他の公設事務所と同様、通常法律事務を取り扱うだけでなく、任官推進、他職経験受け入れ、地域連携等の目的を有している。しかし、その中核的目的は法科大学院生にリーガルクリニックという臨床法学教育を施すところであり、2018年度は慶応、中央、青学の法科大学院生30名がリーガルクリニックを受講した。なお、三

田パブリック法律事務所が実施するリーガルクリニックは、慶応では正式に1単位として認定され、青学においてもエクスターンとして1単位認定されるとのことであった。

リーガルクリニックは、学生3名と指導担当弁護士1名を1チームとして、民事、行政、刑事、外国人各分野の生の事件の紛争解決活動を行うことを通じて、学生に法理論を実践的に確認する機会を与え、ともに、実務の現場で法を用いて紛争解決することの意味などを感じてもらうことを狙いとしている。

例えば、2018年に実施された刑事事件のリーガルクリニックでは、当番弁護で指導担当弁護士が学生とともに出動し、一般接見を経て受任し、短い制約時間の中で家族との面談や、意見書の起案・提出を行った結果、勾留請求却下となったケースが複数件あったとのことであった。このような早期の身柄解放が実現できたのは指導担当弁護士の下、学生たちが迅速かつ熱意ある弁護活動を行った成果であり、担当した学生たちは大いに感銘を受けたことであろう。

他方で、三田パブリック法律事務所では、他10士業とも連携して、港区内の市民・事業者向けに年に1回、無料相談会を実施している。2018年度の相談会は、相談件数も22件に及ぶ盛況で、相談者からのアンケートの結果も好評とのことであった。

今回のオープンオフィスでは、三田パブリック所員全員が、日々の忙しい業務の中、リーガルクリニックや地域連携・貢献等の設立目的実現に向けて全力で取り組んでいる様子が窺えた。

2. オープンオフィスに参加して

多摩パブリック法律事務所



会員 赤司 修一 (57 期)

1 2018年11月1日、弁護士法人多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブリック」といいます）のオープンオフィスに参加させて頂きました。

まず、同事務所の所長である西畠正会員から2008年3月に設立された多摩パブリックの「10年間のあゆみとこれからの課題」について、多摩パブリックの設立趣旨である多摩地域における「リーガルアクセスの改善」、「公的刑事弁護を担う」、「法曹の育成」という3つの柱に基づいてパワーポイントを用いた説明を受けました。

リーガルアクセスの改善については、開所からの地域司法ネットワークを構築するための市役所、社会福祉協議会等への訪問などの地道な活動についての説明を受け、多摩パブリックが行ってきた活動が自治体からの相談件数の増加等として着実に実績が現れていることについて理解することができました。

公的刑事弁護については、10年間の刑事事件の受任件数が1000件超で（常時裁判員裁判対象事件を担当）、無罪、一部無罪事件4件を勝ち取るなどの実績のほか、刑事弁護士の「質」の向上と「多様化」に対応するために弁護士、大学教授等多摩刑事研究会を開催するなど「理論と実務を架橋する」ための活動を行い、ただ単純に事件を処理するだけでなく、理念を持って刑事弁護に取り組んでおられました。

法曹の育成については、多摩パブリックのOBOGの会員が多摩地域の複数の事務所に11名所属するなどの実績について説明を受けました。

2 次に、多摩パブリックを含む公設事務所が抱える課題としては、財務状況と経営安定化の観点から説明を受けました。多摩パブリックは、経営的に

は弁護士会の支援を含めてではありますが、2017年度は黒字を達成し、受任する事件を踏まえると、所属する会員の日々の努力の結果であると思いました。また、経営の安定化については、一定の売上を持つ中堅弁護士が離脱した場合の影響などの説明を受け、ただ、世代交代の必要性もあることから人材の流動化と経営の安定という公設事務所特有の経営問題について理解することができました。

3 オープンオフィス当日は、多摩パブリックに所属される多くの会員も多忙の中参加して頂き、いろいろな話を聞くことができました。一人一人の会員が使命感をもって日々の業務（その業務も困難な事件や非常に手間暇がかかる事件が多いです）を行っていることが話の端々から窺われ、本当に頭が下がる思いでした。

私自身としては、公設事務所は、普通の弁護士が扱うことを躊躇する困難な案件を採算や効率性の観点からだけではなく、弁護士としての使命から積極的に取り組む重要な事務所だと思います。このような活動は、弁護士への社会的信頼を得るための重要なものであることは明らかで、今後もその重要性を否定することができないのではないかと思われます。

私は、公設事務所についての知識が浅い状態でオープンオフィスに参加させて頂きましたが、多摩パブリックでの会員の方々（特に若い会員）の日々の業務の取り組み状況を垣間見ることで、私自身が大きなエネルギーを貰うことができる貴重な機会を得ることができました。

3. オープンオフィスを実施して

東京パブリック法律事務所



弁護士法人東京パブリック法律事務所 所長 釜井 英法 (40 期)

1 はじめに

2018年9月6日と10月9日の午後、東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）開設後初めて、東弁の一般会員の皆様向けに「オープンオフィス」を開催した。残念ながら、2回とも開催のお知らせが直前になってしまったため、1回目が5名、2回目が1名と参加してくださった方は多くはなかったが、大変有意義な交流ができた。

2 これまでの東パブの活動の情報発信

東パブが東京弁護士会最初の都市型公設事務所としてスタートしたのは、2002年6月。キャッチフレーズは、都市の中の「市民の法的駆け込み寺」。東京弁護士会の支援のもとに設立された法律事務所として、周辺自治体、社協等の関係諸団体や士業の方々と連携しながら、16年間、池袋の地で活動をしてきた。

しかし、これまでの東弁会員のみなさんへの情報発信は、公設事務所運営特別委員会や年1回の常議員会での活動・財務報告、数年に1度のLIBRAなどでの報告程度に止まっていた。

3 都市型公設事務所の役割と 支援の在り方についての議論

2018年3月、会内に公設事務所のあり方検討プロジェクトチームが設置され、今年度、都市型公設事務所の役割と支援の在り方についての議論が集中的になされることとなった。

そこで、各公設事務所がどんな活動をしているのかを会員の皆様に広く知ってもらう必要があるという観点から、公設事務所運営特別委員会などで議論をした上、①これまで各年度末に1回程度しかしていなかった常議員会での各公設事務所の報告を、年度途中

に各公設事務所が1回ずつ行うこと、②一般会員の皆様向けに「オープンオフィス」の日を設けて、各事務所を見学していただき、意見交換をする機会を作ることとなった。東パブは、9月の常議員会でパワーポイントを用いて、東パブ全体と外国人部門の報告をさせていただいた。いつもの年度末のレジュメのみをもとにした短時間の報告の時とは違った常議員の皆様の反応を感じた。

4 初めてのオープンオフィスの経験と感想

もう一つの試みである「オープンオフィス」は初めての経験だった。2回のオープンオフィスでは、所長、外国人部門、福祉部門の責任者からの報告に加えて弁護士職務経験中の「検察官」や養成中の若手弁護士からも普段の活動や思いについて率直な報告をした。参加してくださった会員の皆様からは、困難事案の多さ、外国人部門、福祉部門の活動の貴重さ、採算性の問題などについて率直なご意見をいただいた。

初めてのオープンオフィスの感想は、①自分たちの活動や「思い」を一般会員の皆様にリアルに伝えることができたのではないかと、②頑張りすぎて疲弊したり、困難に直面したときは個人や組織は内向きになる傾向があるが、自分たちも、この間ずっと内向きになっていたのではないかと、③自分たちが抱える「都市の中の司法過疎の現場」の最先端情報を一般会員の皆様と共有することがお互いにとって有用であり、もっと私たちの側から情報を発信していかなければならない、発信する場を作っていくべきと感じた、ということである。

これからも、情報発信・共有の場としてのオープンオフィス企画を活用していきたいと思う。

3. オープンオフィスを実施して

北千住パブリック法律事務所



弁護士法人北千住パブリック法律事務所副所長 鈴木 加奈子 (59 期)

1 はじめての試み

2018年8月20日（1回目）と10月24日（2回目）に、オープンオフィスを実施した。広く東京弁護士会の会員の皆様に、公設事務所を知って頂こうという企画で、初めての試みであった。各会派や常議員会から、1回目には9名、2回目には5名の会員の皆様にご参加頂いた。

2 当日の様子

オープンオフィス当日は、弊所から簡単に事務所の概要をご説明した。参加者の方々からは、刑事事件の割合や事件受任のルート（ほとんどが区役所での相談や法律相談センター、法テラスの指定相談所での法律相談から）、地方赴任予定者の養成の状況について等のご質問を頂いた。

1時間ほどのご説明、意見交換の後は、当日予定されていた刑事弁護実務検討会（1回目のテーマは、障がいを抱えた方の刑事弁護について、2回目のテーマは、証拠開示について）の様子を見て頂き、一部の方はそのままご参加頂いた。

3 今後の公設事務所の役割

北千住パブリック法律事務所は、①刑事事件対応型公設事務所であること②市民のための法律相談所であること③弁護士過疎地域へ弁護士を派遣すること④法科大学院の臨床教育に貢献することを設立目的として設立された。

もっとも、設立当初に比べ、刑事事件を受任する会員も増えてきていること、足立区など23区の東部地域にも法律事務所が増えてきたこと、過疎地への赴任希望者が減っていること、法科大学院の閉校など状況も変化しており、公設事務所に求められる役割も変化していくものと考えている。

北千住パブリック法律事務所も、裁判員対象事件や障がいを抱えた方の刑事事件の比率が増えてきたり、区役所などからのニーズを弊所のみでなく、足立区内の他の法律事務所や関連士業と協力して解決していくハブ的な機能を果たしたりと変化しながら、時代にあった公設事務所の役割を模索しているところである。今後とも、多くの会員の皆様に公設事務所を知って頂き、公設事務所の果たすべき役割について、様々な意見を頂きたいと考えている。

刑事実務検討会については、HPで日時をご案内しております。身近で刑事事件について相談できる相手がいないと思われる若手会員の皆様のご参加をお待ちしております。



事務所説明の様子

3. オープンオフィスを実施して

三田パブリック法律事務所



弁護士法人三田パブリック法律事務所 渡辺 千恵 (58 期)

三田パブリック法律事務所は、都営地下鉄三田線の三田駅に近い、ビルの中に所在している。もともとは、東京パブリック法律事務所の外国人・国際部門(FISS)の事務所が設置されていた場所に、2016年9月、渋谷パブリック法律事務所三田支所が併設され、2018年4月より、三田パブリック法律事務所としてオープンした。

2018年9月27日(木)、東京弁護士会の会員の皆様に向けて、公設事務所としての当事務所の様子や活動をご覧戴くため、オープンオフィスを実施した。夏休み後の多忙な時期にもかかわらず、楠本維大会員、沼宏一郎会員、谷口琢哉会員、大塚康貴会員に、当事務所にお越し戴いた。

現在、三田パブリック法律事務所は、法科大学院生を対象としたリーガルクリニックを実施することを、中心的な活動としている。本年度は、慶應義塾大学・中央大学・青山学院大学の各法科大学院生を対象に、夏休み期間中、担当弁護士1名につき複数の法科大学院生3人を1組のグループとして、実際の事件に携わってもらい、当事者との打ち合わせ、接見、提出

書面の作成、弁論準備期日等への出席等、弁護士と一緒に事件活動を行なった。その合間にゼミ形式の授業等や、最後の総まとめとして、全チームのプレゼンテーションと議論の場である報告会を実施した。

オープンオフィスに参加して戴いた方々には、2018年9月14日に実施されたばかりのリーガルクリニック報告会の写真や、学生の作成したレジュメなどを見て戴いた。出席者は話しやすい方ばかりであったので、完全経費分担制の事務所とした経緯、その結果所員の増員に苦慮していることなど、ざっくばらんな雰囲気の中で、公設事務所の問題点についての意見交換もさせて戴くことができた。

今回の企画は、公設事務所の活動を広く会員の方々に知って戴くということが目的であったと思うが、実際に実施してみて、多忙の中貴重な時間を割いて、私達のオープンオフィスに参加して下さる会員の方々がいること、そうした方々と直接お会いして話ができること自体がとても嬉しく、むしろ私達の方が、会員の皆様に励まして戴く企画だったのではないかと感じた次第である。



【1】三田パブ開所時のシンポジウム
【2】【3】LC報告会



3. オープンオフィスを実施して

多摩パブリック法律事務所



弁護士法人多摩パブリック法律事務所 西島 正 (30 期)



特集

公設事務所の活動と意義

多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）は、2018年9月6日（木）と11月1日（木）の2回、「オープンオフィス」を実施し、それぞれ夕方1時間30分ほどの間に、参加された会員の方々に、スライドや資料をもとに事務所の活動と経営の実態を説明し、事務所の中をご案内した後、懇談会を行った。1回目は、企画をお知らせしてから開催まで間がなかったにもかかわらず5名の、また、2回目は、弁護士会多摩支部の関係委員会に広報したこともあって、多摩支部会員4名を含む8名の会員においでいただいた。参加された会員の大半が各会派の中心を担う50期以降の会員で、懇談会では「聞いているのと実際に見るのでは、やっぱり違いますね」という感想と併せて、事務所の経営まで視野に入れた貴重なご意見をいただいた。

多摩パブは、2018年が設立10周年にあたっている。7月には「地域連携」をテーマにした記念シンポジウムを開催し、自治体や福祉団体を中心に、日ごろお世話になっている多摩地域の方々にご参加いただき、10年間の事務所の歩みを振り返るとともに、地域における公設事務所の活動の方向性についてアドバイスをいただいた。多摩パブは、設立趣意で、①多摩地域の公的刑事弁護、②多摩地域におけるリーガルアクセスの改善、③多摩地域で公益的活動を担う若手法曹の養成、という3つの活動の柱を掲げて日々実践してきた。特に、10年間一貫して力を注いできたのは、地域に密着して、地域の中で本当に司法の援助を必要としながら、費用面や事務所へのアクセス面で法律事務所に足を運ぶことが難しい高齢者・障がい者、子ども、DV被害者などの社会的弱者にとってのセイフティネットになることだった。そのために、多摩パブでは、「地域回り」と名付けて、毎年1回、弁護士と事務局員がコンビを組んで多摩の30自治体全部の市民相談窓口や福祉の窓口を訪問し、事務所

の活動を紹介するとともに、弁護士に対するニーズや取り組むべき課題についてのヒントをいただく活動を続けて、相互に「顔の見える関係」を作ってきた。その結果、多摩パブに自治体窓口を通して入ってくる法律相談の件数が増え、「多摩地域のセイフティネットの役割を担っている」という評価をいただけるまでになった。

「オープンオフィス」は、こうした多摩地域のセイフティネットに懸ける多摩パブ所員の思いを、所外の弁護士に知っていただくよい機会になった。同時に、参加者からいただいた「弁護士会が取り組むべき課題を、皆さんがやっていることが分かりました。弁護士会が支援すべき活動だと思います」という言葉は、所員にとって大きな励みになった。

今回のような「オープンオフィス」は初めての試みだったが、実際に経験してみて、改めて、公設事務所の活動の意義を所外の会員に知らせる努力を、私たち自身が等閑にしていたと実感した。「来て、見て、感じて」いただく企画は、今後も続けていく予定である。会員の皆さまには、ぜひ、立川まで足を運んで実像に接していただきたいと思う。



多摩パブ10周年記念シンポ（～地域連携の現場から～）

4. 活動アピール

東京パブリック法律事務所



弁護士法人東京パブリック法律事務所 伊藤 崇 (58 期)

1 FISSとは

2010年11月、東京パブリック法律事務所内に外国人・国際部門 (Foreign nationals and International Service Section, 略称FISS) が設立された。その後、三田での支所開設・閉鎖などを経て、現在は池袋で6名の弁護士が所属している。外国語での相談対応が最大の特徴であり、現在は英語・中国語・スペイン語・フランス語での対応が可能となっている。これを支えるのは4名の事務局であり、事務局自身が複数言語を操り、海外からの相談予約などの特殊需要にも対応している。

相談件数は月ごとに変動するが、おおよそ30件～60件、その他過去依頼者からの個別問合せや牛久・品川の被収容者からの面会要請もある。また、全国の外国人事件対応弁護士間での情報交換・情報提供を目的とするLNF (外国人ローヤリングネットワーク) 事務局機能もFISSが担っている。

2 FISSの活動目的

FISSの活動目的は外国人が当事者となる案件における司法過疎の解消である。ひまわりサーチによれば、現在、東京のみ・英語対応可能のみであれば200人超の弁護士が対応可能として登録している。しかしながら、そのうち (個人事件を扱う弁護士であれば通常対応するはずの) 民事扶助案件を取り扱う弁護士は77人に過ぎず、埼玉・千葉・神奈川の隣県を含めても90名に満たない。今日、英語対応可能な弁護士は (東京では) 相当数いても、その多くは企業法務に従事しており、英語での一般個人事件に対応しうる弁護士数は未だ限られていることが示されている。更に、中国語・スペイン語・フランス語

に関しては各言語に対応しうる者自体が極めて限られており、その中で民事扶助案件を取り扱う弁護士は各1～4名にすぎない (以上について【資料1】)。

これらは各言語での相談需要がないことを意味するものではない。現在、正規在留者としての外国人は全国に約250万人、うち関東地方一都六県に約120万人が生活し、現在FISSが対応可能な英語以外の言語圏の出身者も半数以上が関東圏で生活している (【資料2】)。

外国語相談の需要はあれども対応可能な弁護士が限られている、これが、FISSが解消を目指す「外国人が当事者となる案件における司法過疎」である。(※なお、筆者は2年間秋田県能代市のひまわり基金法律事務所に赴任経験がある。同赴任時代はあらゆる相談が自分の元に押し寄せていたが、FISSの業務はそれとほとんど変わらず、ただそれを英語で行っているだけという感覚である。)

3 「当たり前のことを当たり前」

誰しも外国人であるからといって正しいことを諦めたくないし、困った時は母国語で相談したい。当たり前のことのはずだが、現時点では東京ですらそのことは実現できていない。しかし、それでいいはずがない。弁護士側の人材の不足や財源など課題は山積しているが、当たり前のことを当たり前にするようにする、そのことがFISSの役割と考えている。

【資料1】H30.11.4 現在のひまわりサーチの検索結果

検索条件：各言語×「民事扶助取扱いあり」

	東京	埼玉	千葉	神奈川
英語	77	3	3	4
中国語	4	0	0	0
スペイン語	3	0	0	0
フランス語	1	0	0	1

検索条件：各言語のみ

	東京	埼玉	千葉	神奈川
英語	200超	5	7	27
中国語	17	0	1	2
スペイン語	5	0	0	0
フランス語	9	0	0	2

【資料2】外国人事件の潜在的需要

(H29.12 在留外国人統計 都道府県別 国籍・地域別在留外国人(総数)より筆者において抜粋、言語圏別の合計人数は筆者において計算)

	全 国	関 東
中国語圏	787,614	447,693
スペイン語圏	69,413	35,206
フランス語圏	30,535	19,516

都道府県	全 国	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川
総数	2,561,848	63,491	39,896	55,137	167,245	146,318	537,502	204,487
中国	730,890	12,827	6,764	7,104	65,607	49,585	205,041	66,675
台湾	56,724	1,398	1,018	500	3,183	3,459	19,281	5,251
ベルギー	861	10	2	2	16	31	381	84
フランス	12,503	134	43	35	332	310	6,627	1,073
ルクセンブルク	46	-	-	-	1	2	28	5
スペイン	3,037	41	8	19	117	106	1,201	296
スイス	1,139	14	5	7	23	41	468	132
アフリカ各国	15,939	561	222	233	1,967	1,374	3,440	1,889
コスタリカ	169	2	5	5	7	13	29	33
キューバ	249	3	2	1	14	13	80	19
ドミニカ共和国	519	16	16	13	35	19	46	184
ドミニカ	10	-	-	-	-	1	5	2
エルサルバドル	131	4	1	3	9	9	23	19
グアテマラ	137	7	3	1	5	9	33	15
ハイチ	36	-	-	4	-	2	11	5
ホンジュラス	167	5	4	1	8	17	30	8
メキシコ	2,566	52	26	31	124	262	584	266
ニカラグア	86	6	-	1	4	4	13	16
パナマ	54	-	-	1	5	2	18	3
アルゼンチン	2,728	52	125	169	178	102	309	660
ボリビア	5,751	109	358	511	160	179	113	757
チリ	691	20	8	41	63	83	159	39
コロンビア	2,384	77	44	48	181	232	541	299
エクアドル	224	-	-	3	10	10	43	52
パラグアイ	2,040	23	94	197	212	91	68	254
ペルー	47,972	1,660	3,230	4,739	3,495	2,738	1,976	6,458
スリナム	5	-	-	-	-	-	3	-
ウルグアイ	102	1	-	7	6	4	22	6
ベネズエラ	391	25	15	7	11	16	87	43
バヌアツ	11	-	-	1	-	-	1	-
無国籍	633	20	12	21	51	31	96	140

4. 活動アピール

北千住パブリック法律事務所



弁護士法人北千住パブリック法律事務所副所長 押田 朋大 (63 期)

1 はじめに

2004年に北千住パブリック法律事務所が設立されてから、今年で15周年を迎えることとなった。この15年間の間に刑事弁護をめぐる情勢は大きく変化した。会員数の増加に伴い、刑事国選事件の担い手はこの15年間で大きく増加した。一方で、裁判員裁判の開始とそれに伴う公判前整理手続きの導入、そして証拠開示についても大きな変化があった。また、協議・合意制度や刑事免責制度が導入されるなどの制度変更に加えて、障害を持つ被疑者被告人の弁護においては福祉関係者との連携を行うことなど、刑事弁護人が求められる役割は多様かつ複雑で困難なものへと変化してきていることも紛れもない事実と言える。

2 困難事件への対応

刑事弁護の担い手が増加したことそれ自体は喜ばしいことではあるが、しかしそれでもなお、担い手を見つけることが困難な事件は未だ少なからず存在するというのが実態である。国選事件で担い手がなかなか見つけられない事件を滞留事件と便宜上呼ぶとすると、滞留事件は、①一審で有罪無罪が争われた控訴審や上告審の事件、②被告人が遠方の拘置所にいる上告審事件、③一審であっても、刑事訴訟手続きの途中で私選弁護人が辞任もしくは解任された事件など、通常の国選事件に比して大きな労力を要したり、困難性があつたりする事件である。そのなかには、いわゆる特別案件（弁護人に対する暴行脅迫等により前任の国選弁護人が解任された事件）も含まれる。

上記のような事件を当事務所では積極的に受任することとし、2018年1月から11月までで約10件の受任を行っている。このような事件を受任することはとりわけ経験の少ない若手弁護士にとっては小さくない

精神的負担を伴うところであるが、所員の先輩弁護士も数多くこのような事件を受任しているため、所内で相談に乗ったり、ときには愚痴を言いあつたりすることにより、全員で取り組む気持ちでがんばっているところである。

このほか、裁判員裁判に対応するため、所員全員が裁判員裁判対応名簿（X1）に登録し、また所員の多くが障がい者事件対応名簿（SH）に登録し、様々な事件に対応できるような体制を採っている。

3 刑事弁護人の養成

当事務所はこの15年間の間に多数の卒業生を輩出しており、2015年から2018年の4年間で把握しているだけでも15件以上の無罪（一部無罪を含む）を現役所員もしくは卒業生が獲得している。もちろん、無罪の獲得だけが刑事事件の目標ではないものの、一つの指標としては瞠目するものがあると言える。かかる成果は、当事務所が一貫して優れた刑事弁護人を養成し続けてきたことを意味していると言えると思料される。また、当会の刑事弁護センターでも数多くの現役所員や卒業生が多くの役割を果たしているところである。

なお、卒業生から現役所員の知識・経験の還元も活発に行われており、所内では定期的に刑事経験交流会と称して、卒業生にも多く参加してもらい、若手の抱える事件や、近時獲得された無罪事件を題材としながら、勉強会を行うなどすることにより、次代の刑事弁護人を現在も養成しつづけている。

4 刑事弁護の発信基地として

上記のような活動によって得られた知識や経験は東京弁護士会会員の会費によって支えられており、当事務所が独占すべきものではないため、当事務所では所

員が弁護士会の研修の講師を務めたり、刑事弁護実務検討会と称したロースクール生や修習生、所外若手弁護士のための勉強会を行ったりすることにより、また刑事弁護の情報を発信する活動を行う刑弁フォーラム（弁護士向けの研修の開催やメーリングリストの設置を行っている）の事務局を所員が務めるなど、刑事弁護に関する発信基地としての役割も果たしている。

さらには、エクスターンや選択型の修習生を受け入れることにより、弁護士になる前の方についても刑事弁護に触れていただくことにも努めているところである。この点については今後ますます力を入れていきたいと考えているところである。

5 刑務所相談の担い手

当事務所が北千住に所在し、東京拘置所の最寄り駅である小菅駅から一駅という立地であることに加え、普段から刑事被告人に接する機会が多いことも相俟って、東京拘置所に収容されている被告人や受刑者の法律相談を行っている（以下「刑務所相談」という）。具体的なスキームとしては、法テラス東京から刑務所相談担当の打診があり、当事務所では全弁護士がかかる刑務所相談を担当している。2017年には20件の相談に対応したところである。

刑務所相談のなかには、訴訟を提起されているなど弁護士の受任の必要性が高いものも少なくなく、そのような事件を受任しているが、当然のことながら打ち合わせのために事務所へ来所することができないため、拘置所に面会に行かなくてはならず、また、刑事裁判が確定すると遠隔地の刑務所に行ってしまうことも少なくなく、意思の疎通には非常に労力を伴うところである。しかしながら、かかる被収容者の裁判を受ける権利も当然のことながら擁護される必要があることは言うまでもない。当事務所では設立以来「最後の弁

護人」（他の弁護士が引き受けない事件も積極的に受任し、その任を全うする）を標ぼうしてきたところである。ほとんどが民事事件であるため「弁護人」ではないものの、理念としては共通するところがあるため、所員一同日々努力しているところである。

6 刑事弁護の枠を越えて

以上紹介させていただいたこと、設立経緯などから、当事務所は刑事弁護だけを担当しているように思われがちであるが、必ずしもそうではなく、その他の役割も果たしている。当事務所が立地する足立区は平均世帯年収が23区のなかでは最も低く、高齢化率も23区のなかでは上位に位置しているところであり、様々な民事、債務整理事件に対する対応が求められているところである。当事務所は北千住法律相談センター及び法テラス指定相談所の運営を当会から委託されており、その相談担当も少なからず担当しているほか、足立区の地域包括支援センター等と連携して多くの成年後見事件を担当するなどしているところである。近年は東京家庭裁判所から成年後見人就任の打診を受けることも多くなってきている。弁護士法人として法人が後見人に就任し、所内のメンバーで分担して業務に当たれることが強みの一つとなっているが、その分虐待対応などの困難事件の対応を迫られることもあり、対応に苦慮する場合も少なくない。

7 終わりに

上記紹介させていただきましたが、当事務所は当会会員のみなさまの大きな支援があって成り立っています。所員一同これからも懸命に励んでまいりますので、今後とも、当会会員のみなさまのご理解と温かいご支援を賜れますようお願い申し上げます。

4. 活動アピール

三田パブリック法律事務所



弁護士法人三田パブリック法律事務所 三澤 英嗣 (48 期)

1 概要

三田パブリック法律事務所（以下「三田パブ」と略）は、2018年4月から、國學院大學法科大学院内に設置されていた渋谷パブリック法律事務所（以下「渋パブ」と略）が法人名称を変更した公設事務所である。それに伴い、事務所の本所も、國學院大学内から、2016年9月に設置された渋パブ三田支所（港区芝4-3-11）へ移転した。従前は、大学内にある公設事務所として極めて珍しい事務所形態であったが、最寄りの鉄道駅からは距離があったため、利便性に欠けるのではないかと指摘されていた。今回の本所移転で、都営地下鉄三田線三田駅から徒歩2分と、アクセスは格段に便利になった。

2 三田パブ設置の戦略的位置づけ

三田パブが設置されるに当たっては、会内の渋パブ問題プロジェクトチームと臨床法学教育検討プロジェクトチームのおよそ3年間にわたる議論の末、2016年7月の2度の常議員会を経て、次のとおり、その位置づけが確認された。

すなわち、三田パブは、渋パブ同様、任官推進や他職経験受入、地域連携等の目的を有しながらも、その中核的目的は、一貫して、法科大学院生に対しリーガルクリニックという臨床法学教育を施すことである。そして、それと同時に、さらなる将来構想として、「当会の各パブリックがこれまでに築いてきた刑事事件や外国人事件、更には、地域の公的機関との連携などの実績と経験を集約して、それを生かした実務教育プログラムを、法科大学院生のみならず、司法修習生、新規登録弁護士にも提供する「法科大学院—司法修習—新人研修」に一貫して対応する総合

的法曹養成を目的とする公設事務所に発展することを目指す」とされた。このことにより三田パブは、広い意味での法曹養成をめざす東弁の戦略的事務所と位置づけられた。

3 三田パブリーガルクリニックの二つの目的

とはいいつつも、三田パブの活動の中核的目的が、法科大学院での臨床教育—三田パブリーガルクリニック（以下「三田パブクリニック」と略）—であることに変わりはない。

そして、この三田パブクリニックの目的は、大きく2つある。

まず、一つ目の目的は、法科大学院生が、指導担当弁護士と生の事件の紛争解決活動を行う中で、学んできた法理論を実践的に確認しながら、実務の現場で法を用いて紛争解決することの意味を理解し、さらに自学自習にフィードバックすることである。学生は、基本六法に始まり、選択科目も含めて多くの法律を学ぶが、それらは、いずれも基本的な条文操作であり、法を駆使して紛争を解決するというレベルを感じさせるものではない。したがって、日常の学習は、ややもすると平板なものになりがちである。そこで、三田パブクリニックを受講してもらい、自らが学習している法の有用性を認識し、それを実現化することを学ぶことで、学生の普段の学習を2Dから3Dにすることを目指す。

二つ目の目的は、実は、これがとても大事なのだが、実際の紛争の渦中で、悩み辛い思いをしている人の「いのち」を感じてもらうことである。

相談者や依頼者の「いのち」と言うやや大げさに聞こえるが、学生は、基本的には、教科書的な設

例しか触れたことがない。判例百選と言っても、摘示されている事実は少なく、しかも当事者を巡る人間関係や背景事情は、ほとんど分からない。極端なことを言えば、何でこんなことが裁判になるのだろうかということさえある。要件事実などとは全く異なる、紛争の本質的部分に触れることで、「人の争いとは何なのか?」「人の痛みとはどういうことか?」を感じ取ってもらう。そして、学生がこれを感じ取ることが、法律専門職に就くことの意味に繋がり、自らの学習や今後の進路の土台の一部になっていく。

三田パブクリニックは、常にこの二つの目的を掲げており、このどちらか一方だけでは駄目で、両者が揃っていることを目指している。

4 2018年度の三田パブクリニック

今年度は、慶應義塾大学14人、中央大学14人、青山学院大学2人の合計30人の法科大学院生が、三田パブクリニックを受講した。慶應も中央も応募者枠を超えての申し込みがあり、抽選となった。30人中27人が2年生であり、司法試験を翌年に控えた3年生は受講する余裕がないようで、この傾向は毎年進んでいる。

三田パブクリニックでは、チーム（学生3人、弁護士1人）を組んで事件に当たるが、今年度は10チームできた。10チームの事件内訳は、民事事件3、行政事件1、外国人事件1、刑事事件5であり、例年になく刑事が多くなった。三田パブの刑事クリニックは身柄事件の被疑者弁護活動を行うことにあり、被疑者の身柄の早期解放と、不起訴処分の獲得が目標となる。今年度は、事案は軽微であったものの、5チーム中4チームが、検察官が勾留請求しない結果となった。

他方、民事事件は、コインパーキングでの車両物損事故、離婚調停（婚姻費用分担）、相続がからむ建物の明け渡し、行政事件は、幼少期から日本で生活している少年の国外退去と在留特別許可、外国人事件は、異なる国籍の外国人夫婦の離婚と子の権利関係というケースであった。バラエティーに富んでおり、いずれの事件も、学生にとって、基本的な条文と法理論から解析するには興味あるケースであった。

そして、今年度は、9月14日に、全学生及び全指導担当弁護士、さらには法科大学院教員や当会会員合計50人超が集まって、全チームによる報告会が行われた。今年度は会場の学生から発表者への質問も多く、内容の濃いものであった。

5 三田パブのこれから

受講生からは、三田パブクリニックは大変だけど想像以上に面白く勉強になるという指摘や、実際に依頼者と顔を合わせて話をしたことで、当事者の視点に寄り添った誠意ある法律家になるため一層勉学に励みたいという声があり、とても高く評価されている。また、是非後輩のために続けてほしい、夏休み以外でも実施して欲しいという強い要望もあった。

今後も三田パブは、引きつづきクリニックをさらに良質なものにしていくとともに、次世代の後輩のために、パッションを持って後進育成に取り組んでいきたいと考えている。そのためにも、是非とも三田パブに入所する弁護士をたくさん集めたいし、集めなければならない。

4. 活動アピール

多摩パブリック法律事務所



弁護士法人多摩パブリック法律事務所副所長 松原 拓郎 (55 期)



1 はじめに

(1) 地域回り

多摩地域におけるリーガルアクセスの改善を図ることは、公設事務所である多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）の設立当時の使命の一つであった。そのために多摩パブが取り組んできたのが、関係機関との連携であり、その根幹ともいえる活動が年1回の「地域回り」である。多摩地域の自治体その他関係部署を弁護士が直接訪問し、自治体関係者とまさに「顔の見える関係」を築くことで、自分から弁護士に相談しようとはならない方を弁護士につないでもらうネットワークづくりを多摩地域で実現しようと考えたものであった。

この地域回りは2008年3月から始まり、2018年で10年目となった。10年間の地域回りを通じて、多摩地域における関係機関と弁護士との連携が深まる一方で、現場の職員の方から漏れ聞こえる本音にも触れることができるようになった。そして、関係機関の方々にとっても弁護士の「敷居」がまだまだ高く感じられていること、それをなかなか正直には言いにくかったということもわかってきている。

(2) 聞き取り調査結果ダイジェスト

そこで今日は、多摩パブの活動報告にかえて、情報の弁護士会への還元として、2017年に実施した地域回りの際に①自治体の市民相談窓口②社会福祉協議会③自治体の福祉関係部署④消費者相談センターの各部署で行った聞き取り調査の結果について、結果を簡略化して整理し、ご紹介することとした。

2 市民対応で生じる課題

まず市民相談窓口では、多くの自治体で、相談希

望者があふれた場合の対応に苦慮している。また、市民を外部相談に速やかに確実に紹介し紛争解決につなげたい場合に、迷わず安心して紹介できる公的相談場所、または費用面の心理的バリアをクリアできる公的相談場所が不足している。お金の面で不安を持っている市民はそのために弁護士の所に行かない方も多く、紛争を抱えていても、相談が有料というだけでその先の支援につながらないケースが多くみられる。

そのほか各機関から同時に出てきたのは、たとえば弁護士会相談センターや法テラスへの紹介の場合「どのような弁護士につながるのかわからないので不安がある」「紹介したのに受任してもらえずに戻ってきた」「紹介先での相談対応に不満があったようで、その後こちらに苦情があった」などの声である。一度そういったことがあると次からは紹介しにくい・紹介しなくなる、という声も聞かれる。さらに、法テラスを紹介しようとしても資力基準の説明ができない、との声も多くあった。

その他、「(自治体等の) 相談窓口に来てもらえない」という回答もあったが、話を聞いていると、これは広報一般の問題というより、当該市民に法律相談の必要性や動機付けを感じてもらうこと自体の困難も感じているようで、このような段階での一次相談先の必要性を訴える声が多く聞かれた。

3 法的サービスに求めること

紛争解決に向けたアドバイスの際は、単に法的に正確なアドバイスをすれば足りるのではないこと、「法的解決＝地域の解決」ではないこと、地域生活を続けていく視点や配慮をしてくれないと、真の意味での

紛争解決にはならず、その後さらなる紛争を呼び起こしかねないこと等の指摘が多かった。「法律見解を事務的に伝えるだけでなく、相談者にあった言い回しをしてもらいたい」という希望もあった。弁護士の言動等についての強い不満や苦情は、福祉的対応が必要な部署でとくに多く聞かれた。

社協等では「困難ケースで専門家の助けが欲しい」という声は多く聞かれた。虐待案件などの困難案件への弁護士の積極的関与が切実に求められている。また、福祉職は法律の専門家ではないため、「対応が法的に正しいか不安」な際に「気軽に相談できる弁護士」がほしいとの声が多く聞かれた。狭い意味での「市民」だけでなく、このような現場福祉職が不安なく業務を行うための法的サービス・支援の提供も、市民と接する現場から強く求められている。

弁護士会相談センターや法テラスへ紹介してもうまく支援につながらなかった経験談も、多数聞かれた。「ケアマネや包括職員が法律の専門家につなげるという問題意識を持つことがまず必要と思われる。しかし、弁護士と接する機会がないため、イメージを持ちづらいかもしれない」との指摘もあった。日ごろから「法律相談」以外の場所でこれらの職種と接点を持つ工夫を積極的に行う必要がある。

4 情報不足

各部署で、「各士業の専門分野がわからない」「各相談機関の違いがわからない」等の情報不足についての回答があった。前者は弁護士・司法書士・行政書士等の違いが一般には理解されていない、混乱している実情、そして本来弁護士に相談すべき紛争も他士業に振り分けられている可能性等も示し、後者は弁護士会（法律相談センター）と法テラスとの違いがわ

からないということ等を示している。各機関の担当者には正確な情報を継続的に（担当者が異動で変わっていくことを踏まえて）周知広報活動が続けていく必要があること、また混乱がないように、広報活動においても一定程度の連携の試みが必要ではないかという課題等を示唆している。

5 補足、総括

この機会に現場からいただいた声のご紹介を試みたが、簡略化したご紹介も難しく、正確に、かつ十分にお伝えするには、やはり到底紙幅が足りない。より詳しいご報告は、多摩パブ10周年記念誌「つながりあい 未来へ」をご参照いただきたい。



なお各機関は、不満があっても、その場ですぐに弁護士・弁護士会に率直に伝えるのには関係上の躊躇があるようである。弁護士会に苦情が上がっていないからといって苦情や不満がないわけではないことには注意が必要で、その意味での「距離」の遠さにも、弁護士会として引き続き対策が必要と思われる。

このような聞き取り調査結果の簡単な報告でも、今後の弁護士会の取組みにとって何らかの参考となれば幸いである。

5. 公設事務所のこれから

公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム 報告



公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム座長 磯谷 文明 (46 期)



1 公設事務所のあり方の見直しの経緯

平成28年度末、当会は北千住パブリック法律事務所（以下、本稿では紙幅の関係で「法律事務所」を省略する）からの要請に応じて1000万円を貸し付けたが、その直後の平成29年度初めに、同法律事務所から再び1000万円の借入申込みがあった。平成29年度、筆者は公設事務所の担当副会長を務めており、執行部においても検討をする一方、財務委員会の意見を聴いたところ、同委員会から、公設事務所全体に対する貸付残高が1億円を優に超えている現状も踏まえると、公設事務所のあり方について抜本的な検討が必要である旨の意見があった。

その後、北千住パブリックについては、同法律事務所側の経営努力や経費削減等により改善がみられたが、平成29年度後半には東京パブリックの経営状態が悪化し、1000万円を貸し付けるに至った。もはや問題は特定の公設事務所の問題にとどまらないことは明らかであったため、平成30年2月、公設事務所のあり方検討プロジェクトチーム（以下、PT）を設置し、全面的な検討を開始した。

PTは、「会長の諮問に基づき、公設事務所における人事上及び財務上の問題に対する解決策、公設事務所のあり方、及び本会の公設事務所に対する支援のあり方等を検討し、その結果を会長に意見具申することを目的」とし、担当副会長、公設事務所運営特別委員会（以下、委員会）委員長、副委員長などのほか、監事経験者や若手会員を含む約20名で構成された。なお、公設事務所の所属弁護士は委員ではないが、PTで検討する改善策が現場から乖離したものであってはならないため、オブザーバーとして参加した。

第1回は平成30年3月1日に開催され、以後、平

成30年11月末までに合計13回開催された。

2 PTにおける検討状況

(1) 公設事務所のあり方について

PTでは、公設事務所が、最初に設立されてから15年余を経過した現在もなお、社会的に有益な活動が続けていることが確認された。すなわち、いずれの事務所も市民の司法アクセスの改善に大きく貢献していることに加え、東京パブリックにおいては外国人・国際部門を設置し、外国語の堪能な弁護士やスタッフを配置して、外国人の権利擁護に尽力している。北千住パブリックは刑事弁護の牙城として、一般会員が敬遠するような困難事件を多く手がけるとともに、刑事弁護のエキスパートを養成輩出している。三田パブリックは慶應義塾大学、中央大学、そして青山学院大学の各法科大学院と連携し、臨床法学教育の発展に寄与している。多摩パブリックは多摩地域の自治体と緊密に連携をとりつつ、地域の法的ニーズにこまめに対応している。こういった活動は、当会の社会的プレゼンスを高め、弁護士全体への信頼を醸成しているものと考えられる。

また、各公設事務所の財務状況を精査したところ、各事務所の経営努力や経費削減を背景に、全体的には持ち直してきていることが明らかになった。先に述べた北千住パブリックは、弁護士給与の減額も含めた、いわば身を切る改善策が功を奏している。また、東京パブリックはいまだ厳しい経営状況ではあるが、事務局職員削減とともに、弁護士に経費分担を求める方針を打ち出し、立て直しを図っている。

PTとしては、公設事務所の業務内容や経営改革を好意的に評価し、当面、現在の4つの公設事務所をそのまま維持し、支援していくことが相当であると

した。ただし、公設事務所側が今後も経営努力を続けることが前提であり、具体的には、①事務所収入及び当会による既存の経済的支援の範囲内で公益的な活動を行うものとする、②毎年度事業計画を立案し、予算を作成し、本会に提出すること、③相応の内部留保を確保するよう努めることを、公設事務所の経営の指針とすべきであるとした。

(2) 現行の貸付制度の廃止と新たな緊急支援

当会の公設事務所全体への貸付残高は、すでに1億数千万円に達しており、返済期限も最も長いもので2049年となっている。PTにおいても、もはやこれ以上貸付を続けることは困難であるという見解で一致した。現在、当会は公設事務所に対して、事務所を所有または賃借した上で無償で貸しており、さらに規則上、OA機器等の更新費用も援助できることとなっている（公設事務所設置・運営に関する規則7条には、「本会は、公設事務所の開設（移転を含む）・維持のため、建物、造作・内装及び事務所情報機器等設備を購入し、又は賃借し、これを公設事務所に無償で使用させることができる。」と定めている）。PTでは、前記のとおり、公設事務所は基本的にこういった既存の支援の範囲内で公益的な活動を行うべきであるとした。

しかしながら、公設事務所も突発的な売上減あるいは経費増に見舞われることがある。公設事務所の所属弁護士は任期制を採用しているところ、中堅弁護士が退所しても直ちに新しい弁護士を補充できるとは限らないし、仮にできたとしても、新しい弁護士が顧客を獲得し同等の売上を上げるようになるまでには時間を要し、その間、一時的に売上が落ちることがある。また、経営努力の一環として事務局職員を削減する場合、一時に多額の退職金の支払等が発生

する場合も考えられる。このような場合、公設事務所の経営努力と直接関係なく、一時的な資金ショートが生じるおそれがあるため、何らかの経済的な支援をすることは避けられないと思われる。

PTでは、緊急の援助として渡し切りの援助と貸付について検討した。前者は当会の財政にも余裕がない昨今、会員の理解を得にくいであろうと思われたが、一方で、後者は既存の貸付制度の差異化が課題となった。結局、PTでは上記のような場合の緊急の支援策として、新たな貸付制度を創設することが望ましいと考えるに至った。新たな貸付制度では、貸付の要件をやむを得ない場合に限ることや、常議員会の事前または事後の承認を要するなど手続を厳格にすること、1回当たりの貸付金額につき上限を設定し、さらに貸付残高に上限を設けること、返済期限を短く設定することなどが考えられる。

(3) 判検事その他職経験受入れに対する支援

司法制度改革における重要施策の一つである判検事その他職経験の受入れについて、近年、企業法務を中心とする大手法律事務所に偏っているようにも思われるが、公設事務所のように一般市民の事件を多数取り扱っている事務所に在籍することは、判検事にとって非常に有益な経験となるものと思われる。しかしながら、常に損益分岐点付近で経営している公設事務所にとって、必ずしも売上につながらない判検事の受入れはかなりの負担であり、実際、事実上断らざるを得なかったこともある。

このように考えると、当会として、公設事務所に判検事の受入れを要請し、公設事務所が受け入れた時は、一定額の経済的支援をすることは、公設事務所の負担軽減にとっても、判検事その他職経験制度の発展にとっても、好ましいことと思われる。

弁護士任官の推進や弁護士過疎対策も重要施策であるところ、退官して復帰した弁護士を受け入れる場合や、ひまわり基金法律事務所や法テラスのスタッフ弁護士として過疎地等に派遣された後、帰還した弁護士を受け入れる場合にも、同様の問題があるものと思われる。そこで、PTでは、このような場合も含めて、一定額の経済的支援をすることが望ましいと考えた。

なお、これらについては、必ずしも公設事務所だけではなく、一般の法律事務所が判検事を受け入れる場合等にも適用されてよいものと思われる。

(4) 東京パブリックの外国人・国際部門への支援

東京パブリックの設置する外国人・国際部門は、先に述べたとおり、外国人の権利擁護や国際的な事件に取り組む、他の公設事務所にはみられない特徴を備えている。この取り組みは、外国人労働者受入れの拡大や外国人観光客の急増、さらには2020年の東京オリンピック、パラリンピックを念頭に置くと、当会が事業として取り組む価値のあるものと思われる。

ところが、外国人・国際部門は多言語に対応する必要があるため、複数の言語に対応できる事務局をそろえる必要があり、相対的にコストが高くならざるを得ない。また、東京パブリックに依頼する外国人の多くは経済的に余裕がなく、コストに見合った売上を上げることは容易でない。

そこで、PTでは、少なくとも当面、当会として東京パブリックの外国人・国際部門を経済的に支援することが望ましいと考えるに至った。

(5) 既存の貸付金の免除

ところで、公設事務所全体に対する貸付残高は1億数千万円にのぼるが、これらについて現段階で免除し、新たに出直すこともよいのではないかという意見もあった。しかし、現時点で公設事務所の経営は概ね良好といえることから、貸付金を免除する合理性がないとする意見が多く、PTでは見送りの結論となった。

(6) 公設事務所の広報・発信や会員への還元

PTでは、公設事務所に対し会費を原資として支援をしていくためには、会員の理解が不可欠であると考えられることから、公設事務所は、これまでも増して、公設事務所の取り組みを会員に対し分かりやすく広報・発信するとともに、会員に対し還元できることはなるべく還元することが望ましいという意見が多く出された。

3 おわりに

規則改正や予算立てに関する事項については、執行部において然るべく検討ないし準備を進めているところである。また、公設事務所の広報・発信や会員への還元については、公設事務所と委員会との協議のなかで、よいアイデアが出てくることを期待したい。